



平成 25 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9729 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 安 藤 嘉 章
(電話番号 : 058 - 263 - 5111)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社で、クリーニング設備の製造及び販売等を行う株式会社プレックス（代表取締役 森本嘉彦、本社 香川県高松市、以下「プレックス」という）は、デンマーク法人イエンセン デンマーク アクティール ゼルスカブ（以下「イエンセン」という）と共同で、東都フォルダー工業株式会社（以下「東都フォルダー工業」という）を被告として特許権侵害差止等請求訴訟（平成 22 年(ワ)第 17810 号）を東京地方裁判所に提起しておりました。

本日、東京地方裁判所にて第一審判決の言い渡しが行われ、特許権侵害についてプレックスとイエンセンの主張が認められ、東都フォルダー工業に対し損害賠償等の支払いを命じる判決が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成 25 年 9 月 25 日

2. 訴訟の経緯

プレックスとイエンセンは、東都フォルダー工業が製造販売するスプレッダーフィーダーが、イエンセンが有し、プレックスが日本における専用実施権の設定を受けている特許権（注）を侵害するとして、平成 22 年 5 月 17 日付で東都フォルダー工業に対し、製造販売の差止及び損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。

その後、当該特許権の存続期間満了（平成 25 年 1 月 28 日）に伴い、損害賠償支払いのみの判決を求める訴えの変更申立をしております。

3. 判決の内容

被告は原告プレックスに対し、特許権法等に基づく損害賠償として、金 2 億 3, 993 万円及び年 5 分の遅延損害金を、また、原告イエンセンに対し金 3770 万円及び年 5 分の遅延損害金を、それぞれ支払うことを命じる判決です。

4. 今後の見通し

本判決が当社グループの業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

(注) 特許番号 第 2690256 号

アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置

以 上

【お問合せ先】

ランドリー業界関係	株式会社プレックス	管理グループ	TEL087 (882) 6501
I R 関係	株式会社トーカイ	経営企画室	TEL058 (263) 5111